

家庭用合併処理ネオ浄化槽

AAC - Z

維持管理要領書

株式会社 西原ネオ

AAC - Z 維持管理要領 もくじ

1 . はじめに	1
2 . AAC - Z の特徴と概要	1
3 . 保守点検と維持管理についての基本事項	4
4 . 保守点検・維持管理要領	6
5 . 処理機能が低下した場合の対応策	15
6 . 清掃作業の注意事項	15
7 . 定期検査	16
8 . 維持管理体制	17
付 : AAC - Z の仕様等	18

維持管理上の注意

！ **警告** ...1) 消毒剤による発火・爆発、有害ガス

事故防止

消毒剤は強力な酸化剤で、塩素系の無機・有機の2種類があります。これらを一緒に薬剤筒に入れないでください。

消毒剤の取り扱いにあたっては消毒剤の取扱説明書に従ってください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発、有害ガスを生ずるおそれがあります。

！ **警告** ...2) 作業中の酸欠などの事故防止

槽内に入る場合は、必ず酸素濃度・硫化水素濃度を測定し、その安全を確かめてください。また、槽内で作業するときは常に換気に気をつけてください。

これらの注意を怠ると、人身事故（死亡事故）の発生するおそれがあります。

！ **注意** ...3) マンホールからの転落・傷害事故防止

作業終了後、マンホールは必ず閉めてください。A A C - Zのマンホールにはロック機構がついています。必ずロックしてください。

これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。

！ **注意** ...4) 感電・発火などの事故防止

ブロワの近く（50cm以内）には、ものを置かないでください。

電源コードの上には、ものを置かないでください。

ブロワの点検後、はずしたカバーは必ず取り付けてください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

1. はじめに

ネオ浄化そうAAC-Zは、家庭単位の生活排水 - トイレ、台所、洗濯、浴室などの排水全部を併せて処理することができる処理対象人員が5人～10人の家庭用浄化槽です。過去の単独処理浄化槽とはことなり、下水道が敷設されるまでの暫定設備としてではなく、恒久的に水環境を保全するための設備としての必要な機能を備えています。この機能を十分に発揮できるように、AAC-Zの特徴をご理解いただいたうえで、ご使用くださるようお願いいたします。

2. AAC-Zの特徴と概要

2.1 AAC-Zの特徴

嫌気濾床槽には独自のL型濾材

嫌気濾床槽第1室には、目詰まりしにくく、点検や清掃が容易なL形状の突起のある濾材を、第2室には嫌気性菌の棲みやすい網状パイプの濾材を使用し、SSの捕捉とBODの分解を効果的に行います。

接触ばっ気槽には独自の波型接触材

接触ばっ気槽には生物膜の付着しやすい表面形状をした波板状の接触材を使用しています。肥厚した生物膜は逆洗操作によって容易にはく離させることができます。

空気量の調整も容易

流入負荷に応じて空気量のコントロールが必要となる場合がありますが、エア逃しはバルブ操作で容易に行えます。

逆洗もバルブ操作でかんたん

接触ばっ気槽では、ばっ気と逆洗（生物膜のはく離）の切り替えが、バルブ操作で簡単に行えます。逆洗管は槽底部に固定しており、左右2個のバルブを交互に開閉することにより、接触材の片側ごとに、確実に逆洗することができます。

はく離汚泥の移送もスムーズ

逆洗操作によってはく離した生物膜汚泥は、汚泥移送装置により計量調整し、嫌気濾床槽第1室へ移送することができます。

開口部の大きさと位置に配慮

保守点検・清掃などの作業ができるだけ容易に行えるように開口部の大きさと位置に十分配慮してあります。30cmかさ上げした場合でも槽内の水面がほとんど視界にはいるので、作業は容易です。

2.2 AAC-Zの構造と機能

(1) 処理方式

AAC-Zは処理方式として、「嫌気濾床接触ばつ気方式」を採用しています。

(2) 処理性能

AAC-Zの処理性能は、通常の使用条件下で、処理水のBODが20mg/L以下です。

通常の使用条件とは、一人当たりの使用水量が200L/日以下であり、浄化槽内の水温が13℃を下回らない条件をいいます。

(3) フローシート

AAC-Zのフローシートは、図-1のとおりです。

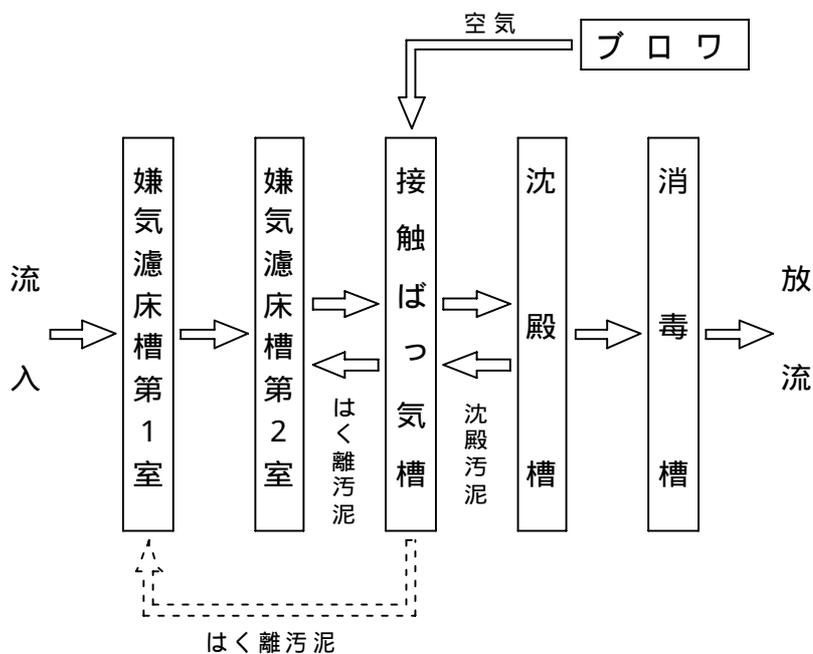


図-1 AAC-Zのフローシート

(4) 槽本体構造

槽本体構造の例として、7人槽の構造を図-2に示します。

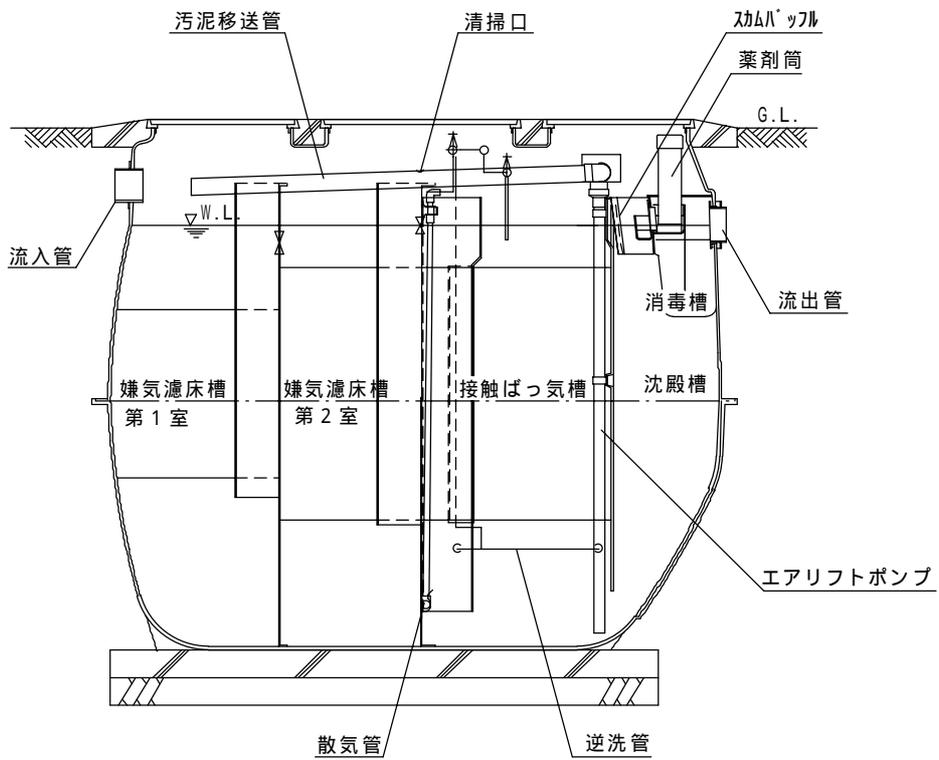
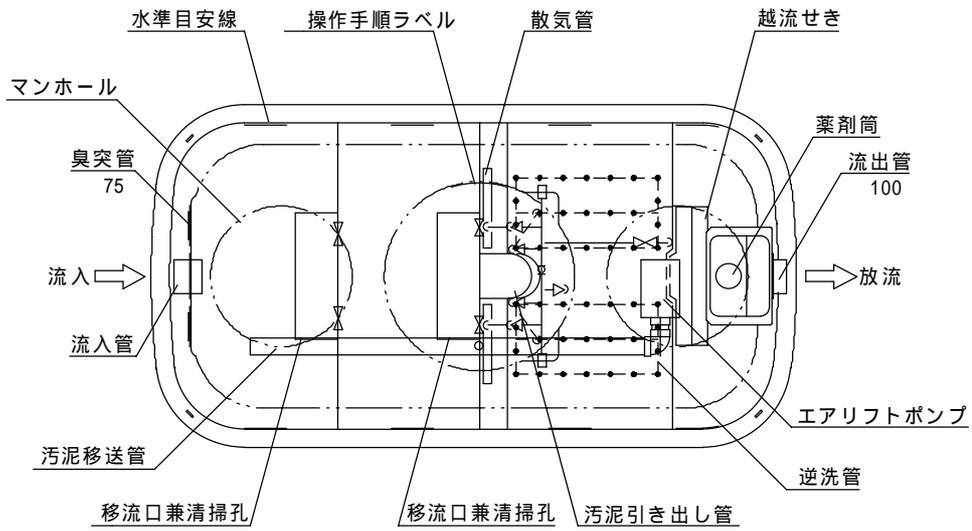


図-2 AAC - Zの全体構造概要（7人槽）

3. 保守点検と維持管理についての基本事項

ネオ浄化そうAAC-Zの保守点検・清掃は、本維持管理要領書および「浄化槽の保守点検と清掃の技術上の基準」など諸法令を確実に守り、次の要領で行ってください。浄化槽の保守点検と清掃の技術上の基準は、浄化槽法に基づき環境省令によって定められています。

3.1 保守点検・清掃等の標準頻度と作業項目

最初の保守点検は使用開始の直前に行います。以後は4ヶ月以内ごとに行います。(3ヶ月以内が望ましい)。清掃は1年に1回以上行います。

単位装置	項目	4ヶ月	1年	備考
嫌気 濾床槽	a. スカム・堆積汚泥厚の測定 b. 汚泥の引抜き・清掃			界面検知器(チェックボーイ)などを使用して測定する。 毎年1回以上
接触 ばっ気槽	a. 接触材の汚泥付着状況 b. 逆洗 c. 汚泥の移送 d. 散気管の交換			透明アクリル管等を用いて採泥する ばっ気状態が弱くなったら交換
沈殿槽	a. 槽内点検 b. スカムの移送			スカムがあれば移送
消毒槽	a. 槽内点検 b. 消毒剤の補充			
送風機	a. 機器、配線の点検 b. 部品の清掃 c. 消耗品類の交換			フィルターの掃除 ダイヤフラムの交換

3.2 作業を行う上での注意事項

事故防止のため、次の点には十分に注意して安全な作業を行ってください。

! **警告** ...1) 消毒剤による発火・爆発、有害ガス事故防止

消毒剤は強力な酸化剤で、塩素系の無機(次亜塩素酸カルシウムなどを用いたもの例えばハイクロン)と、有機(トリクロロイソシアヌール酸などを用いたもの例えばメルサン)の2種類があります。これらを一緒に保管したり薬剤筒に入れたりしないでください。

消毒剤の取り扱いにあたっては消毒剤の取扱説明書に従ってください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発、有害ガスを生ずるおそれがあります。

！ **警告** ...2) 作業中の酸欠などの事故防止

槽内に入る場合は、必ず酸素濃度・硫化水素濃度を測定し、その安全を確かめてください。また、槽内で作業するときは常に換気に気をつけてください。

これらの注意を怠ると、人身事故（死亡事故）の発生するおそれがあります。

！ **注意** ...3) マンホールからの転落・傷害事故防止

作業終了後、マンホールは必ず閉めてください。A A C - Zのマンホールにはロック機構がついています。必ずロックしてください。

マンホールのひび割れ・破損など異常を発見したら、直ちに取り替えてください。

これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。

！ **注意** ...4) 感電・発火などの事故防止

ブロワの近く（50cm 以内）には、ものを置かないでください。

電源コードの上には、ものを置かないでください。

電源プラグは埃が付着していないか確認し、がたつきが無いように刃の根元まで確実に差し込んでください。

ブロワの点検後、はずしたカバーは必ず取り付けてください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

留意 作業終了後の確認事項

作業終了後は、次の事項を確認してください。

- ・マンホールは閉め忘れていませんか。ロックはしてありますか。
- ・電源は入れましたか。
- ・送風機の近く（50cm 以内）にものを置いていませんか。

4 . 保守点検・維持管理要領

4 . 1 使用開始直前の保守点検

使用開始直前の保守点検は次の項目に従って行ってください。

浄化槽に流入させる管はすべて接続されているか、流入させてはならない配管は接続されていないかを点検し、問題があれば直してください。

また、流入管、流出管、升、槽との接続部分や水の流れ方などの状況を点検し、異物があれば取り除いてください。

浄化槽に周囲から土砂や雨水が入ることがないかを点検し、支障のある部分は直してください。

マンホールを開け、槽が水平に保たれているかどうか、槽内の水位が正常であるかどうかを水準目安線で確認してください。

浄化槽内の部品が正常に取り付けられていることを点検し、支障のある部分は直してください。

送風機を運転し、散気が正常に行われるように散気管の位置、傾きを調整します。

また、逆洗や空気逃がしが正常に作動するか確認します。

汚泥移送装置を運転し、適正な量の循環が行われることを確認します。

水を流し、越流せきの水平を調整します。

消毒剤を充填し、薬剤の溶解量を調整してください。

ポンプを用いる時は、ポンプの作動も十分に点検してください。

臭突管を設けているときは、排気状況を点検し、詰まりがあれば直してください。

4 . 2 通常時の保守点検項目

(1) 槽周囲の状況等

流入管、流出管、升、槽との接続部分や、水の流れ方などの状況を点検し、異物があれば取り除いてください。

マンホールを開け、槽が水平に保たれているかどうか、槽内の水位が正常であるかどうかを確かめてください。

臭突管を設けているときは、排気状況を点検し、詰まりがあれば直してください。

浄化槽がピットの中に設置してある場合は、雨水や土砂が入ることがないか、ドレーンが詰まっていないかを点検し、支障のある部分は直してください。

処理水をポンプで排水している場合は、ポンプの点検を十分に行ってください。

必要に応じて居住人員その他、使用状況など変わったことがないかを使用者に聞いて確認してください。

浄化槽の使用の準則が守られているか点検し、守られていないときは使用者に注意・指導してください。

(2) 嫌気濾床槽

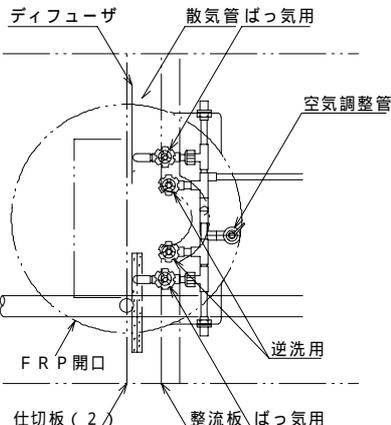
嫌気濾床槽は流入水中の浮遊物や夾雑物を濾床内に捕捉して嫌気性分解を行い、一定期間汚泥を貯留するために設けられています。点検は次の要領で行ってください。

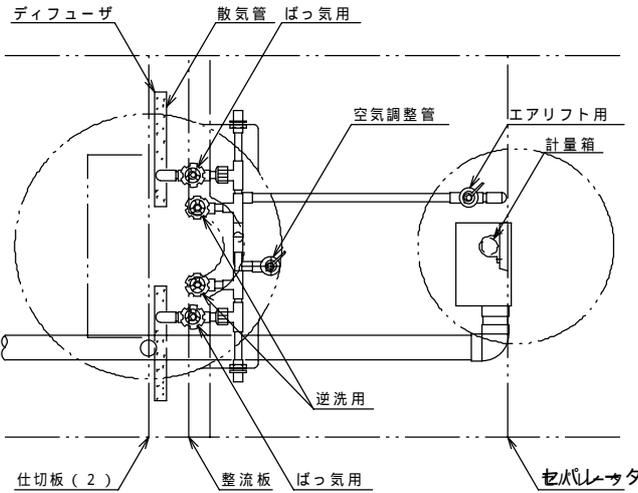
点検項目	点検内容及び対策
汚泥及びスカムの堆積状況	<p>a. スカムの厚さを確認します。 スカムが流入管底まで多量に発生したり、濾床上部をふさぐほどに発生すると、槽内の正常な流れが阻害され、機能が低下する恐れがでてきます。</p> <p>b. 移流管から底部の堆積汚泥を確認します。 堆積汚泥が、移流管下端まであれば清掃の時期です。</p> <p>c. 廃油や粗大固形物等が異常に認められる場合は浄化機能、特に接触ばっ気槽に悪い影響を及ぼします。できるだけ早く引き抜き清掃を行ってください。</p>
流入管，移流管の状況	<p>a. 粗大固形物が管内で詰まっていないか確認してください。詰まっている場合は、取り除いてください。</p> <p>b. 流入時に移流管から紙片等粗大固形物が移流していないかを確認してください。移流が認められたら清掃の時期です。</p> <p>c. ピーク流入時の水位が異常に上昇していたり、異常に水位が上昇した形跡がないか確認してください。水位上昇の形跡が認められたら濾材の目詰まりですので、清掃してください。</p>
臭気、ハエの発生状況	<p>a. 大量のスカムは悪臭の発生原因となりますので、早めに取り除いてください。</p> <p>b. カ・ハエもスカムが溜まると発生しますので、特に夏季は早く対策を立ててください。</p>
異物の流入	<p>a. 異物の流入が多い場合は、使用者に注意してください。</p>

(3) 接触ばっ気槽

接触ばっ気槽は、嫌気濾床槽からの流出水を好気性生物が付着した接触材間を循環させて、汚濁物質の吸着、酸化を行うために設けられています。点検は次の要領で行ってください。

点検項目	点検内容及び対策
接触材への汚泥の付着状況	<p>a. 接触材への汚泥の付着状況、汚泥の色を観察し、異常があれば原因調査を行い処置してください。</p> <p>b. S S 濃度、S V 値の測定、接触材の閉塞の有無を点検し、必要に応じて逆洗を行ってください。 逆洗により剥離・浮遊した汚泥は、汚泥移送装置により嫌気濾床槽第 1 室へ移送します。</p>
槽内の水流	<p>a. 水流及びばっ気の均一性を観察し、片寄りなどの異常があれば散気管の位置の修正、散気管の清掃及びばっ気用バルブで風量を調整してください。</p>
散気装置の点検	<p>a. 散気装置は好気性生物への酸素供給と槽内の攪拌のために設けられています。正常に空気が送られ、槽内が均等に攪拌されていることを確認してください。</p> <p>b. 散気管は取り外し可能ですので定期的に洗浄して適正な散気が行われるようにしてください。 散気管の脱着方法は下記の手順で行ってください。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>c. 散気管を洗浄してもばっ気が弱いときは交換してください。</p>

<p>水素イオン濃度指数</p>	<p>a. 通常は7.0 前後です。 8.0 以上だとばっ気不足、6.0 以下だと過ばっ気と考えられます。</p>
<p>溶存酸素濃度 (D O) の測定</p>	<p>a. 接触材の上部、中間部、下部の D O 濃度がほぼ同じ値であることを確認してください。 ほぼ同じ値であれば目詰まりはないと判断できます。</p>
<p>逆洗時期の決定</p>	<p>逆洗の時期は次の目安に従ってください。</p> <p>a. 接触ばっ気槽の旋回流内に黒色味のある浮遊汚泥が見られる場合。(汚泥の剥離がおきています)</p> <p>b. 接触ばっ気槽内の接触材上部の水位が異常に上昇している場合、(接触材の目詰まりが進行し、ばっ気旋回流が阻害されています)</p> <p>c. 嫌気濾床槽からの移流水に特に異常が認められないにもかかわらず放流水質が悪化している場合。 (接触材の目詰まり・閉塞が起きている)</p> <p>d. 沈殿槽にスカムが発生している場合 (剥離が進行し、沈殿槽底部で嫌気分解しています)</p>
<p>逆洗方法</p>	<p>a. 逆洗用のバルブの一方を開けてください。</p> <p>b. ばっ気用バルブを閉じてください。逆洗管より空気が噴出し、逆洗が始まります。逆洗は通常 2~3 分行ってください。</p> <p>c. 逆洗用バルブのもう一方を開け、前回のバルブを閉じます。反対側の逆洗が始まります。同様に 2~3 分行ってください。</p> <p>d. c の操作を 2~3 回行うと効果的です。</p> <p>e. 逆洗が終了したら、ばっ気用バルブを開け、逆洗用バルブを閉じてください。</p> 

<p>剥離汚泥の移送その 1</p>	<p>逆洗後、汚泥移送装置の常時運転を行っていない場合は、剥離汚泥の移送操作が必要となります。</p> <p>a. 送風機の電源を切り、10 分程度接触ばっ気槽を静的な状態に保ちます。</p> <p>b. 汚泥移送装置の戻り側のせきを全閉にします。エアリフトポンプ用バルブと空気逃がし用バルブを開け、送風機の電源を入れます。</p> <p>c. 空気逃がし用バルブを徐々に閉め、エアリフトポンプ用バルブへの空気供給量を増やしていきます。</p> <p>d. 汚泥の移送量が適正な量になるまで空気逃がし用バルブを閉じ、接触ばっ気槽底部に沈降した汚泥を嫌気濾床槽へ移送します。移送時間は約 3 分間が適当です。</p> <p>e. 沈殿汚泥が多い時は a～d の操作を 2～3 回繰り返して行くと、効果的に汚泥を移送できます。</p> <p>f. ばっ気用バルブを開け、エアリフトポンプ用バルブを閉じます。空気逃がし用バルブは適宜調整します。</p> 
<p>剥離汚泥の移送その 2</p>	<p>逆洗後、汚泥移送装置を常時運転している場合は、剥離汚泥は自動的に移送されます。特別な操作は必要ありません。</p> <p>a. 移送量の確認，調整を行ってください。</p>

<p>槽内液の移送状況 (汚泥移送装置を常時運転している場合)</p>	<p>槽内液が汚泥移送装置により適正な量で嫌気濾床槽第1室へ移送されていることを次の手順で調整・確認してください。</p> <p>a. 汚泥移送装置のせきに付いた汚れを除きます。</p> <p>b. 全量が移送されるよう、戻り側のせきを上げて全閉にします。</p> <p>c. 移送側のせきの水位を適正量での水位よりやや高めになるよう、エアリフトポンプ用バルブを調整します。 (水量が多くなりすぎないように注意すること)</p> <p>d. 戻り側のせきの高さを徐々に下げて、移送側のせきの水位を調整します。</p> <p>e. 適正な移送量は負荷の状況により変動しますので、必要に応じて増減してください。</p> <p>次の表は一人当たりの汚水量を 200L/日、循環量を 4Qとしたときの移送量と、その時の汚泥移送装置の移送側のせきの水位です。水位は目安ですので参考程度とし、必要に応じて移送水量を吐出口で実測を行ってください。</p> <table border="1" data-bbox="662 1093 1361 1328"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象浄化槽</th> <th>AAC-5Z</th> <th>AAC-6Z</th> <th>AAC-7Z</th> <th>AAC-8Z</th> <th>AAC-9Z</th> <th>AAC-10Z</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">移送量</td> <td>m³/日</td> <td>4.0</td> <td>4.8</td> <td>5.6</td> <td>6.4</td> <td>7.2</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>L/分</td> <td>2.8</td> <td>3.3</td> <td>3.9</td> <td>4.4</td> <td>5.0</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">せき水位 mm</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	対象浄化槽		AAC-5Z	AAC-6Z	AAC-7Z	AAC-8Z	AAC-9Z	AAC-10Z	移送量	m ³ /日	4.0	4.8	5.6	6.4	7.2	8.0	L/分	2.8	3.3	3.9	4.4	5.0	5.6	せき水位 mm		13	15	16	17	18	20
対象浄化槽		AAC-5Z	AAC-6Z	AAC-7Z	AAC-8Z	AAC-9Z	AAC-10Z																									
移送量	m ³ /日	4.0	4.8	5.6	6.4	7.2	8.0																									
	L/分	2.8	3.3	3.9	4.4	5.0	5.6																									
せき水位 mm		13	15	16	17	18	20																									
<p>送風機</p>	<p>a. 電源プラグは、ほこりが付着していないか確認し、がたつきのないよう刃の根元まで確実に差し込んでください。ほこりが付着したり、接続が不完全な場合には、感電や火災の生ずるおそれがあります。</p> <p>b. 吸入側のフィルタの掃除を行ってください。</p> <p>c. ダイヤフラムの交換を1年に1回行ってください。</p> <p>注：定期的な部品交換を怠ると処理機能の低下や送風機本体の破損に至る場合があります。</p> <p>消耗部品は特殊材質のため、メーカーの純正品を使用してください。消耗部品は送風機メーカーの営業所、送風機販売店で入手できます。また、当社の本社・支店・事業所でも斡旋しています。なお、送風機については取扱説明書が別途ありますので、それも参照してください。</p>																															

(4) 沈殿槽

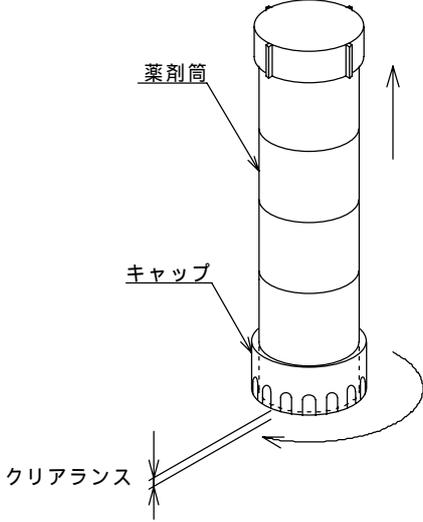
沈殿槽は、混合液を滞留させて液中の浮遊物を分離し、上澄水は消毒槽へ、沈殿汚泥は重力返送で接触ばっ気に戻すために設けられています。点検は次の要領で行ってください。

点検項目	点検内容及び対策
スカムの発生状況	a. スカムの発生がしていたら、ひしゃく等で汲み取り嫌気濾床槽第1室に戻してください。
越流せき	<p>a. 越流が均等であるかどうかを確認してください。均等に流れていない場合には、越流せきの左右を手で押さえて調整してください。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>越流せきは図のソケットを中心に、回転させ水平の調整を行う。</p> <p>調整巾は、 越流長さ470の場合 端部で±8mm、 越流長さ665の場合 端部で±12mm。</p>

4-5 消毒槽

消毒槽では沈殿槽からの上澄水を消毒するために設けられています。点検は次の要領で行ってください。

点検項目	点検内容及び対策
薬剤筒の取付状態	<p>a. 薬剤筒を薬剤筒サポートによって支持される正しい位置にセットします。</p> <p>b. 薬剤の溶解量は、薬剤溶解量調整キャップの回転数で調整できます。通常は全閉状態から1回転させた位置で使用します。さらに回転させると溶解量が増加します。</p>

	 <p>*)キャップを回転させ、消毒剤の溶解の調整を行う。</p>																					
<p>消毒剤の残量チェック</p>	<p>a. 薬剤筒を取り外し、消毒剤（固形塩素剤）を補給してください。薬剤筒先端にスケールができる場合がありますので、点検時にかならず除去してください。</p> <p>b. 消毒剤の消費量は使用水量や添加量によって異なります。消毒剤の消費の状況によって補給する日を判断してください。</p> <p>* 次の値は一人あたりの汚水量を 200L/日、薬剤の添加量を 10mg/L および 5mg/L にしたときの補充間隔(単位：日)です。</p> <table border="1" data-bbox="663 1415 1347 1559"> <thead> <tr> <th>対象浄化槽</th> <th>AAC-5Z</th> <th>AAC6Z</th> <th>AAC-7Z</th> <th>AAC-8Z</th> <th>AAC-9Z</th> <th>AAC-10Z</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10mg/L</td> <td>94</td> <td>79</td> <td>135</td> <td>118</td> <td>105</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>5mg/L</td> <td>189</td> <td>158</td> <td>271</td> <td>237</td> <td>210</td> <td>189</td> </tr> </tbody> </table>	対象浄化槽	AAC-5Z	AAC6Z	AAC-7Z	AAC-8Z	AAC-9Z	AAC-10Z	10mg/L	94	79	135	118	105	94	5mg/L	189	158	271	237	210	189
対象浄化槽	AAC-5Z	AAC6Z	AAC-7Z	AAC-8Z	AAC-9Z	AAC-10Z																
10mg/L	94	79	135	118	105	94																
5mg/L	189	158	271	237	210	189																
<p>消毒剤の取り扱い</p>	<p>a. 消毒剤は強力な酸化剤で人体に有害ですので、その取り扱いには十分注意してください。また、異なった種類の消毒剤を混ぜて使用することは危険ですから、絶対に避けてください。</p>																					
<p>残留塩素濃度の測定</p>	<p>a. ピーク流入時でも残留塩素の濃度が 0.1mg/L 以上あるように努めてください。</p>																					

4-6 水質試験

通常の点検には、沈殿槽流出水の透視度と水素イオン濃度指数（pH）、接触ばっ気槽の溶存酸素濃度（DO）を調べて記録してください。このほかの項目は状況により必要に応じて調査してください。

pHは比色法またはpHメータで測り、5.8～8.6の範囲にあれば標準です。pHが異常な場合には酸、アルカリ、殺虫剤などの有害物質が多量に混入したことが考えられます。必要に応じて使用者に注意する等の対応を行ってください。

DOはDOメータなどで測り、接触材下部で5～6mg/L以上あれば良好です。

亜硝酸性窒素はGR試薬で測定し、生物酸化処理が行われているかどうかを判断します。消毒の効果は、残留塩素が認められるかどうかで判断してください。

4-7 衛生害虫

衛生害虫としては、ハエ・カがほとんどです。特に夏季などは防虫剤の取り付けを行っておくと、害虫の発生を防ぐことができます。

防虫剤は、水に浸さないように嫌気濾床槽に取り付けてください。

5．処理機能が低下した場合の対応策

機能の低下が確認された場合、次のことを調べてください。

- ・送風機は正常に稼動し、必要量の空気を送っていますか。
- ・送気管が目詰まりしていませんか。
- ・接触材に汚泥が付きすぎて、目詰まりを起こしていませんか。
- ・嫌気濾床槽から汚泥の持ち込みはありませんか。

以上のことを確認し、必要に応じてしかるべき処置を行ってください。

また、以上のことを確認し特に異常が認められなかった場合、一時的な処理機能の低下か、継続的な機能低下かを判断するために、使用者に次のことを確認してください。

- ・多量の水や化学薬品、カビ駆除剤を 사용하지 ましたか。
- ・てんぷらなどの多量の廃油を流しませんでしたか。
- ・葬儀・集会などで、通常より人が増えたことはありませんでしたか。

一時的な機能の低下と判断される場合は、そのままの状態 で機能回復の確認を行ってください。

とくに薬品、天ぷらの廃油が流入しているなどで、そのままでは機能回復が困難と判断される場合は、使用者にそれらを流さないように協力を要請するとともに、早急に清掃の手配をとり清掃してください。

6．清掃作業の注意事項

清掃作業は下記の点に留意して行ってください。

- ・清掃前に、接触ばっ気槽の浮遊物や沈殿槽のスカムなどを嫌気濾床槽へ戻してください。
- ・嫌気濾床槽第1室は、まず濾材上部のスカム・夾雑物を先に引き抜いてください。底部から引き抜きを始めるとスカム・夾雑物が濾材の中に入り込んでしまいます。次に移流管からバキュームホースを差し込んで底部から汚泥を全量引き抜いてください。引き出した後は、槽内を濾材の上部より圧力水で洗浄し、洗浄液も引き抜いてください。嫌気濾床槽第2室は、嫌気濾床槽第1室と同じ要領により、汚泥の堆積状況に応じた量を引き抜いてください。
- ・消毒槽内も引き抜いてください。
- ・流入・流出管、臭突管、汚泥移送管、升、機器類などの付着物や沈殿物などを水で洗浄してください。
- ・清掃後は、必ず正常な水位まで清水を張ってください。
- ・水張り後、水位を確認して、正常でない場合は越流せきで調整してください。
- ・浄化槽の使用は、清掃作業の終了を確認してから開始してください。

また、清掃作業の一般的順序は図-3のとおりです。

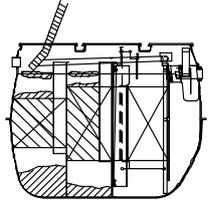
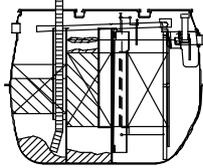
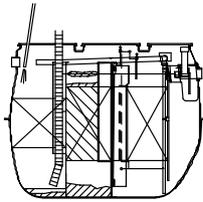
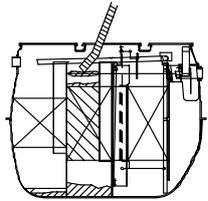
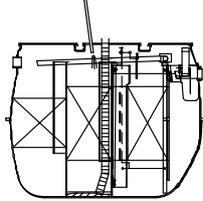
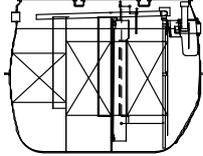
<p>・嫌気ろ床槽第1室のスカム、ろ材上面の堆積物を引き抜く。</p>	<p>・サクシオンホースを嫌気ろ床槽第1室の清掃孔から底部に差し込み、底部堆積汚泥を引き抜く。</p>	<p>・壁に付着した油かすやろ材にからんでいる紙その他の夾雑物を圧力水で洗い落とし、引き抜く。</p>
		
<p>・嫌気ろ床槽第2室のスカムを取り除く。</p>	<p>・嫌気ろ床槽第2室の底部堆積汚泥を引き抜く。さらに壁面に付着した汚物を洗い落とし、引き抜く。</p>	<p>・異常のないことを確認し、第1室、第2室とも、正常水位まで張り水する。</p>
		

図-3 清掃作業の一般的順序

7. 定期検査

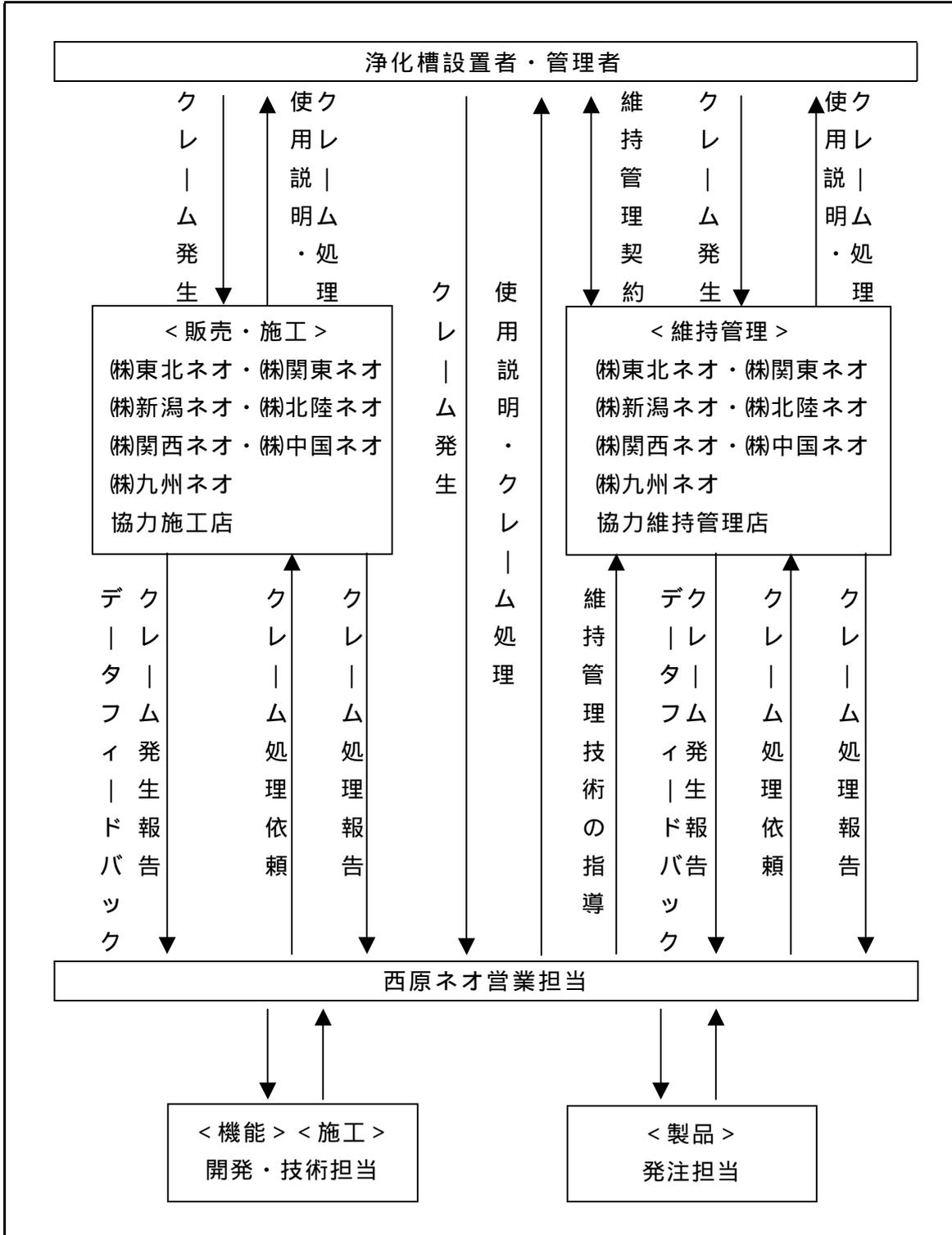
浄化槽は、保守点検、清掃のほかに環境大臣又は都道府県知事の指定する指定検査機関により水質に関する検査を受けることが、義務づけられています。

第1回の検査は、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間行い、以後1年毎に行われます。

なお、定期検査についての詳しいことは、それぞれの地域の保健所や浄化槽協会などにご相談ください。

8. 維持管理体制

本浄化槽の維持管理に関する組織図



付：AAC - Zの仕様書等

AAC - Zの仕様等

		ネオ浄化そう					
		AAC-5Z	AAC-6Z	AAC-7Z	AAC-8Z	AAC-9Z	AAC-10Z
処理対象人員		5	6	7	8	9	10
処理水量(m ³ /日)		1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0
処理方式		嫌気濾床接触ばっ気方式					
構造区分		昭和55年建設省告示第1292号第1第二号					
放流水質		BOD 20 mg/L					
型式認定	認定番号	3-05K-1E-005					
	認定日	平成17年10月1日					
全浄協登録	登録番号*1	0960902					
	登録日	平成7年7月24日					
各槽の容量(m ³)	嫌気ろ床槽第1室	0.770	1.097	1.184	1.451	1.851	1.851
	第2室	0.742	0.816	1.128	1.261	1.261	1.661
	計	1.512	1.913	2.312	2.712	3.112	3.512
	接触ばっ気槽	1.009	1.209	1.415	1.610	1.815	2.010
	沈殿槽	0.380	0.394	0.512	0.549	0.634	0.712
	消毒槽	0.013	0.013	0.017	0.017	0.021	0.021
	合計	2.914	3.529	4.256	4.888	5.582	6.255
槽の外寸(mm)	最大長さ	2,280	2,700	2,420	2,740	3,100	3,460
	最大幅	1,220	1,220	1,610	1,610	1,610	1,610
	最大高さ	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880
流入管(mm)	管底	250	250	250	250	250	250
	口径	100	100	100	100	100	100
流出管(mm)	管底	400	400	400	400	400	400
	口径	100	100	100	100	100	100
送風機	型式	EL-60	EL-60	EL-80	EL-80	EL-100	EL-100
	消費電力(W)	52/52	52/52	71/81	71/81	101/110	101/110
製品重量(kg)		180	220	270	300	330	360

注*1 全浄協登録番号の上3桁は基本番号を記載しています。(下4桁の枝番号が変更になる場合もあります。)

浄化槽使用上の準則

[環境省関係浄化槽法施行規則]

第1章 浄化槽の保守点検及び清掃等

(使用に関する準則)

第1条 浄化槽法(以下「法」という。)第3条第3項の規定による浄化槽の使用に関する準則は、次のとおりとする。

- 1 し尿を洗い流す水は、適正量とする。
- 2 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
- 3 法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの(以下「みなし浄化槽」という。)にあっては、雑排水を流入させないこと。

- 4 浄化槽(みなし浄化槽を除く。第6条第2項において同じ。)にあっては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
- 5 電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切らないこと。
- 6 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
- 7 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
- 8 通気装置の開口部をふさがないこと。
- 9 浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

お問い合わせ、ご相談は最寄りの窓口へご連絡ください。

【株西原ネオ】

西原ネオ本社 〒108-0023 東京都港区芝浦3丁目6番18号
TEL(03)3452-4441 FAX(03)3453-6695

【地域会社】

株東北ネオ
本社 〒980-0011 仙台市青葉区上杉5丁目3番36号
第3勝山ビル
TEL(022)711-6661 FAX(022)711-6651
札幌営業所 〒003-0831 札幌市白石区北郷1条1丁目6番29号
TEL(011)873-8851 FAX(011)873-8861

株関西ネオ
本社 〒531-0071 大阪市北区中津6丁目8番4号
TEL(06)6442-7331 FAX(06)6442-7335
名古屋支社 〒461-0004 名古屋市東区葵3丁目22番5号
矢作葵ビル
TEL(052)979-4522 FAX(052)979-2671

株関東ネオ
本社 〒108-0023 東京都港区芝浦3丁目6番18号
TEL(03)3452-4444 FAX(03)3452-5241

株中国ネオ
本社 〒733-0821 広島市西区庚午北2丁目6番28号
TEL(082)507-7210 FAX(082)507-7250

株新潟ネオ
本社 〒950-0925 新潟市弁天橋通3丁目6番20号
TEL(025)286-7571 FAX(025)286-7573

株九州ネオ
本社 〒816-0081 福岡市博多区井相田2丁目2番3号
TEL(092)586-1601 FAX(092)586-2133

株北陸ネオ
本社 〒939-8213 富山市黒瀬66-1
TEL(076)494-8910 FAX(076)494-8912